

太監事第29-1号

平成24年11月28日

太子町長 北川 嘉明 様

太子町監査委員 森 川 勝

太子町監査委員 橋 本 恭 子

定期監査結果報告書の提出について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

# 定期監査報告書

1. 監査期間 平成 24 年 10 月 15 日（月）から 11 月 9 日（金）まで

2. 監査場所 委員会室南・談話室・各施設

3. 監査月日と対象

月 日	所 属 名
10 月 15 日	企画政策課、総務課、税務課、財政課
10 月 18 日	町民課、生活環境課、さわやか健康課
10 月 29 日	産業経済課、上下水道事業所、街づくり課
10 月 31 日	管理課、給食センター、石海小学校、石海幼稚園
11 月 2 日	体育館、中央公民館、社会教育課
11 月 9 日	社会福祉課、会計課、議会事務局

4. 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

(1) 収入事務

(2) 支出事務

- ① 負担金、補助及び交付金の状況について
- ② 委託契約状況について
- ③ 財産及び備品の購入及び管理状況について
- ④ 工事及び修繕の状況について
- ⑤ 管理経費の状況について

(3) その他

各課の取り組みについて

5. 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について

監査の結果、適正に執行されているものと認められた。

(1) 収入事務

①徴収事務

町税の滞納額は年々増加し、滞納が町財政の圧迫要因となっていることを踏まえて、今年度は各課における税・使用料等の過年度滞納分についての取組状況を聞き取り調査した。

支払困難者への分納誓約の推進、悪質な滞納者への強制執行などの方策を講じてはいるが、負担の公平性の見地からも、税徴収の専門知識を有している人材の確保により、滞納解消に向けた体制の再構築が必要と思われる。

また、交渉記録の整備等、職員間で滞納世帯の情報の共有化を図るとともに滞納徴収に向けて強い危機感を持つての取り組みが大事である。

## ②現金取扱い事務

公金の収支及び現金残高は毎月の例月出納検査で検証しており、各課に預けている  
つり銭用の現金管理状況についても会計課で随時確認されている。

また、出先機関の使用料金等取扱い状況について確認したが、概ね適正に管理され  
ている。受け入れた使用料は窓口で長期保管せず速やかに入金処理されたい。

## (2) 支出事務

### ①経常的経費について

施設老朽化による修繕箇所が複数見受けられるが、今後も日常点検を確実に行って  
いただきたい。

### ②財産、備品について

備品管理について、学校以外は備品管理システムで、学校は手書きの管理台帳で行  
っている備品の管理状況は概ね適正であると認めるが、一部在庫数の確認が不十分で  
あるため管理台帳と在庫数の確認を願いたい。

### ③委託契約について

各委託料は一部引き下げられたものもあるが概ね前年度並みとなっている。各種委  
託契約で多数を占める随意契約のうち、同一業者と長期に亘って契約していないか、  
契約している場合はその妥当性について検証するとともに、特定業者に限定される契  
約については、安易に処理しないよう常に留意し、提示金額が妥当なものか類似契約  
の情報収集を行いながら、交渉に努められたい。

### ④工事及び修繕について

工事や修繕の発注について特記するものは無いが、今後も引き続き透明性、公平性、  
競争性の原則に則って取り組まれたい。

### ⑤負担金、補助金及び交付金について

各負担金、補助金の額はほぼ前年度並み。引き続き必要性、金額の妥当性について  
検証されたい。各課が所管する町内各団体に対する補助金の交付は太子町補助金等交  
付規則に基づく手続きにおいて、事務処理上の不備が多く見受けられた。適正なる事  
務処理と過剰な余剰金の返還を行なうよう取り組まれたい。

また、事務処理上、現行規則で対応が困難である場合は、実情に応じた規則の改正  
も必要と考える。

## (3) その他

① 町民に対するサービスの一環として制度化しているもののうち、長年に亘って利用  
されていないものがある。その原因を解明したうえで、住民が利用しやすいように  
制度の見直しを行い、それでも改善が見られない場合は廃止も含めた検討が必要と  
考える。

② 教師による相次ぐ不祥事は、学校関係者はもとより町民の信頼を損ねた。既に再発  
防止に向けて研修も行なわれているが、引き続きモラルアップに取り組まれたい。